

# 10年間のデータが示す 介護の先行き

改正介護保険法が成立し2012年度施行へ政省令の補強や報酬改定作業に入った。今回は小幅な見直しだが、満10歳のデータと照らし合わせると、介護保険制度の近未来像が浮かぶ。

## 75歳以上の認定率は3割

法案成立に次いで2009年度の事業状況報告がまとめられた。発足10年という節目の「年報」である。

65歳以上の第1号被保険者は2000年度の2242万人から2892万人へ650万人増えた。内訳は75歳以上で455万人増、65〜74歳で195万人増。後期高齢者の急増が際立つ。

要支援・要介護の認定者は256

万人から485万人に増えた。1号被保険者数に占める認定者の割合(認定率)は発足年度の11.0%から16.2%まで上がった(図参照)。要支援や要介護1の軽度者の急増傾向を裏付けるとともに、年齢層で認定率は極端に異なる。

2009年度で65〜74歳の1514.4万人のうち認定者は64.3万人で4.25%の認定率にすぎないが、75歳以上では1377.3万人のうち405.3万人、29.4%と跳ね上がる。

とりわけ重度の「要介護4」の認定者62.6万人のうち75歳以上は53.4万人(85.3%)に達した。最重度の「要介護5」も同様で認定者55.9万人のうち47.1万人(84.3%)を占めた。

後期高齢者は2035年頃には倍

増の見込みで、介護も医療も、この年齢層への対応が最大の課題だ。

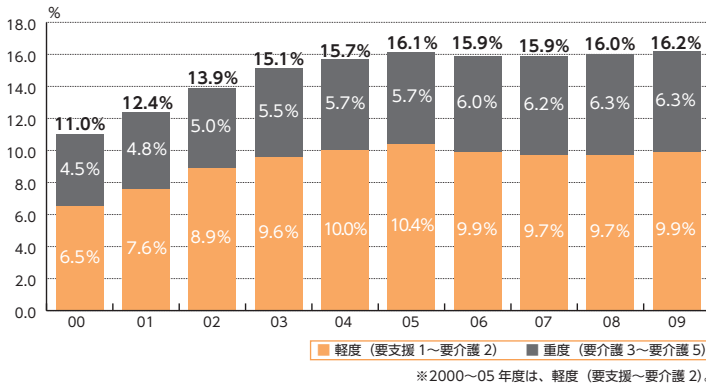
## 人数8対2、費用6対4の比率

利用者数は1カ月年平均184万人から393万人と2倍強に増えた。

施設サービスと居宅サービス(地域密着型を含む)に大別して利用状況をみると、発足時のほぼ居宅7対施設3の比率から現在は同8対2に変わった。

施設種別では、特別養護老人ホーム43万人、老人保健施設32万人、介護保険適用の療養病床9万人の計83万人。年度累計で見ると、入居者の84%を要介護3〜5の重度者が占める。ただし、地域密着型(グループホーム、小規模な特養ホーム等)でも重度者

図 第1号被保険者に占める要介護(要支援)認定者の割合(認定率)



が総数の55%に上る。居宅サービスでは要支援1~要介護2の軽度者が70%弱、重度者30%強の比率になっている。

保険給付費(利用者負担を除く)は発足年度の約3兆円から6・5兆円に倍増した。内訳は居宅サービスで3・86兆円(うち地域密着型0・57兆円)、施設サービスで2・64兆円。利用者数では居宅8対施設2の比率だが、

費用面では居宅6対施設4となり、施設費はやはり割高になることを裏付ける。

特別養護老人ホームには定員総数に匹敵する待機者が長い列をつくる。介護保険適用の療養病床は2015年度末の廃止(当初案より6年間延長)が決まり、施設サービスはますます絶対的不足に陥る。

だが、施設の飛躍的な増設は理念的にも財政的にも選ぶべき道筋とは思えない。やはり自宅や自宅に近い住環境で支える体制を整えるほかない。

### 軽度者切り離しの長期戦略か

今回の改正は「地域包括ケア」の構築を最大の目標とした。日常生活圏(中学校校区)ごとに地域ぐるみで高齢者の暮らしを支える体制である。この構想の柱のいくつかが実施される。

24時間対応の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、介護と医療の両サービスを一体的に提供して「要介護3以上の在宅生活の限界点を引き上げる」という。夜間・早朝を含め1日5~6回の定期訪問や医療ニーズにも

応える随時訪問を繰り返す。いわば「ヘルパー・ナースステーション」で、介護保険創設時からの懸案であった。

「複合型サービス」は、たとえば小規模多機能型居宅介護と訪問看護や訪問リハビリなど複数の事業を2種類以上組み合わせる。やはり医療ニーズの高い重度者対策である。

いずれも、どれだけ事業者が参入し、いかにスタッフを確保するか。介護報酬の設定に左右される。

論議を呼んだのは「介護予防・日常生活支援総合事業」である。市町村が事業者を選び、介護予防、生活支援(配食、見守り等)、権利擁護、社会参加(各種レクリエーション等)を総合的に提供する任意事業とされた。要支援認定者らを対象にするだけに、通常の予防給付サービスを実質的に選べなくなるのではないか。

軽度者は介護保険本体から切り離し、重度者対応へ特化していく。長期戦略が透けて見える。

■宮武 剛(みやたけ こと)

早稲田大学政経学部卒。毎日新聞社・論説副委員長、埼玉県立大学教授を経て、現在、目白大学教授。近刊に『現代の社会福祉 100の論点』(監修・共著、全国社会福祉協議会刊)。